

銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令等の 一部を改正する命令の概要

銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部改正

ファイナンス・リース取引を付随業務に追加したことに伴う規定の整備等所要の規定の整備を行う。